

3. 画像診断管理加算3における 画像人工知能安全精度管理認証の概要

内川 慶 画像診断管理認証機構

2022(令和4)年度診療報酬改定において、画像人工知能安全精度管理の項目が画像診断管理加算3の施設基準に設けられた。本稿では、診療報酬と日本医学放射線学会の画像診断管理認証制度の関係と、画像人工知能安全精度管理の項目における画像診断管理認証機構の役割を述べる。

画像診断管理認証制度について

2018(平成30)年度診療報酬改定において、画像診断管理加算3および頭部MRI撮影加算が新規収載された際、それぞれの施設基準に被ばく線量管理に関する施設基準が創設され、地方厚生局へ届出の際に「関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること等を証明する書類を添付すること」*とされた。日本医学放

射線学会では、「エックス線CT被ばく線量管理指針」を2015(平成27)年に発出しており、当該指針に基づいて被ばく線量管理を行っている施設に対し施設認証制度を開始した。

画像診断管理認証機構は、日本医学放射線学会、日本磁気共鳴医学会の協力の下、診療報酬に記載されている画像診断管理加算、頭部MRI撮影加算、全身MRI撮影加算、肝エラストグラフィ加算などの、施設基準の「関係学会の定める指針」の順守を評価する組織として2021(令和3)年に設立された。現在では、「適切な被ばく管理に関する事項」「MRI安全管理に関する事項」「全身MRIに関する事項」「肝エラストグラフィに関する項目」「画像人工知能安全精度管理に関する項目」の5つの項目があり、医療機関において適切な画像診断管理が行われ、画像診断が安心・安全に行われるように、指針に基づいて審査、評価、管理を行っている。

具体的には、医療機関が保有する画像診断機器の性能や維持管理状況、画像診断を行う医師・診療放射線技師の資格や講習会への参加状況、全身MRI、肝エラストグラフィの画像評価などを審査の対象とし、毎月の医療機関から申請された内容を基に厳正な審査が行われ、

認証証(図1)が与えられる。認証期間は最長2年で、診療報酬が改定されるごとに認証項目の見直しを行っている。

日本医学放射線学会の画像診断管理認証制度は、画像診断管理認証施設を認定することにより、医療機関における医用画像の撮影、診断およびそれらの管理が適切に実施されることを推進し、すべての国民がより安全に医用画像を利用できる環境を構築することを目的としている。また、医療現場での品質管理を向上させるために導入されたもので、認証を取得することで、患者・国民に安心・安全な医療を提供することを目的とする。一方、医療機関にとっても、質の高い画像診断が提供されていることを証明するものであり、患者からの信頼を得る上でも戦略的に重要となってきたと思われる。

画像人工知能安全精度管理について

「画像人工知能安全精度管理」は、2022年度診療報酬改定において、画像診断管理加算3に関する施設基準に盛り込まれた。その内容は、「関係学会の定める指針に基づいて、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っている。その際、画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験が10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上



図1 日本医学放射線学会：画像診断管理認証施設認定証

* 特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)様式32, 様式38